科学研究費助成專業 研究成果報告書



2 年 6 月 8 日現在 今和

機関番号: 11301

研究種目: 国際共同研究加速基金(国際共同研究強化)

研究期間: 2017~2019 課題番号: 16KK0071

研究課題名(和文)中東・北アフリカとアジアにおける冷戦と脱植民地化の相互作用の比較研究(国際共同研究強化)

研究課題名(英文)Comparative Research on the Interactions between the Cold War and

Decolonization: The Cases in Asia and in the Middle East and North Africa

(Fostering Joint International Research)

研究代表者

池田 亮 (Ikeda, Ryo)

東北大学・国際文化研究科・准教授

研究者番号:60447589

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 6,600,000円

渡航期間: 10ヶ月

研究成果の概要(和文):スエズ戦争後の運河再開に向けた国際交渉の分析を進めている。スエズ戦争後、運河はエジプトの一方的宣言によって再開されたが、それはイギリスの立場を無視するものであり、その権威の失墜を意味するというのが通説的立場であった。しかし実際には、スエズ戦争後は、エジプト領内へのUNEFの駐留と、アメリカによる穏健アラブ諸国への援助ゆえに、ナセルの威信はむしろ低下しつつあった。むしろイギリスは、アメリカと国連に責任を肩代わりさせることでナセルの影響力を封じ込めることに成功したと言える。そしてエジプトがICJの強制的管轄権を受諾するなど譲歩したため、経済的な観点からスエズ運河再開という妥協を 選んだのである。

研究成果の学術的意義や社会的意義 通説ではスエズ危機はイギリス外交の大きな失敗とされてきた。しかし実際はスエズ危機後もイギリスの影響力 は消滅することなく、むしろアメリカと国連に肩代わりさせることによって非公式帝国を維持するのに成功した と言える。このように冷戦期には、外見上は戦前の帝国 = 植民地体制が主権国家体系へと変容しつつも、旧宗主 国の影響力が維持されていく過程が見られた。イギリスの影響力は中東ではその後低減するものの、依然として アメリカとの協力関係は続き、またペルシャ湾岸地域である。このような冷戦後の現代世界 を検討するこうで、本研究は重要な知見を提供すると言える を検討するうえで、本研究は重要な知見を提供すると言える。

研究成果の概要(英文): This research focuses on the negotiation process on the reopening of the Suez Canal after the Suez Crisis. After the Anglo-French-Israeli military attack, the Canal was reopened as a result of Egypt's unilateral declaration, not an international agreement. Previous works contended that Britain accepted a fait accompli because of American and international pressure. In reality, Nasser's prestige was on the decline due to the stationing of UNEF units in Egyptian territory, and Jordan's decision to remain in the Western Camp. The latter was enabled by economic assistance by the US, which agreed to succeed Britain's role. Rather, Britain succeeded in the containment of Egyptian influence with the help of the UN and the US. Besides, Egypt accepted the compulsory jurisdiction of the ICJ, meaning it accepted a sort of international control of the Canal. These allowed Britain to accept a compromise over the Suez Canal, a decision which was reasonable in economic terms.

研究分野: 国際政治史

キーワード: 脱植民地化 冷戦 中東 英米関係

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

1.研究開始当初の背景

本研究は、中東と北アフリカにおける冷戦と脱植民地化の相互作用を分析するが、その事例として主に 1956 年のスエズ危機と、チュニジアとモロッコが独立を果たす 1956 年前後の時期以後の北アフリカ情勢を分析する。両者は別の地域でありながら、それぞれイギリスとフランスが冷戦状況下において影響力維持を図った例であり、それは同時にソ連の影響力を排除することも目的としていた。現在まで行った研究は、主に、スエズ危機後の国際政治過程である。スエズ危機とは、エジプトによる 1956 年 7 月のスエズ運河国有化以後から、同年 10 月末から英仏イスラエル 3 国がエジプトを攻撃(スエズ戦争と呼ばれる)するまでの期間を指す。この軍事攻撃に関して、それまでイギリスが同年 10 月半ばまでエジプトとの交渉に積極姿勢を示していたこともあり、なぜイギリスが軍事作戦に訴えたのかという点が大きな学術的関心を集めてきた。そして、軍事作戦に対してアメリカが停戦決議案を国連に提出したため、通常は「特別な関係」にあるとされる英米関係が極度に緊張したことも、大きな学術的関心を集めた理由である。

特に私が主に分析してきたのは、スエズ戦争以後、1957 年 5 月に運河が再開されるまでの国際政治過程である。従来、スエズ戦争はイギリスにとって完全な失敗であり、「非合理的な決定」の代表であるとさえ議論される。旧植民地地域で軍事力を用いて問題解決を図れば、反英傾向の強いアラブ世論を刺激し、イギリスの影響力がさらに弱体化されることが戦争前から予想されていたからである。その結果、スエズ危機後の国際政治過程は先行研究においてほぼ研究対象とはされてこなかった。イギリスは戦争後、アメリカと国連によって早期に撤兵を余儀なくされ、国連緊急軍(UNEF)にも参加することを許されなかった。1957 年 5 月の運河再開にあたっては、イギリスが従来から求めていた運河の国際管理の原則はエジプトによって無視され、アメリカと国際世論の圧力を受けてエジプトの一方的宣言(1957 年 4 月)を事実上受け入れざるを得ず、惨めな政治的敗北を喫したとされてきた。スエズ危機について最も詳細な著書である Keith Kyle, Suez (St. Martin's Press, 1991)が、ほぼ唯一スエズ戦争後の国際政治過程を詳細に記述するのみである。そしてカイルもまた、スエズ危機はイギリスにとって敗北であり、中東におけるイギリス帝国の終焉を画したと議論する。

しかし、スエズ戦争後の中東情勢を議論した研究書は、むしろイギリスの対中東政策、英米関係、そして大国と中東各国の関係の連続性を主張する。1957 年 3 月のバミューダ会談に見られるように、英米の協力関係はスエズ危機後速やかに回復したのであり、イギリスは1958 年 7 月のイラク革命まではスエズ危機以前と変わらない関係を当該地域国との間で維持した。またイラク革命以後、イラクでは親英王朝と政府とは消滅したものの、カーセム准将率いる新政権は石油会社の国有化は行わず、イギリスへの安価な石油供給を続けた。さらに、中東での影響力自体は漸減傾向にあったものの、ペルシャ湾地域ではイギリスは依然として強い影響力を保ち、むしろスエズ戦争後、アメリカの影響力から離れてより自立的な政策を遂行するようになったとする議論すら存在する。

つまり、スエズ危機後もイギリスの中東政策は基本的に変わらなかったというのが先行研究の議論であり、明らかにスエズ危機におけるイギリス政策の分析に特化した研究の議論とは乖離している。本研究は、スエズ危機後の国際政治過程を分析することにより、両者の議論の乖離を架橋する。

2 . 研究の目的

上で議論した通り、スエズ危機に関する本研究の目的は、スエズ危機後の国際政治過程を分析することにより、スエズ危機がその後の中東国際政治にもたらした意味を検討する。アメリカの制止を無視してフランスおよびイスラエルとの武力行使に訴えるという、一見して変則的なイギリスの政策がなぜその後の中東の国際政治を大きく左右することがなかったのか。これはスエズ危機におけるイギリスの政策目的を分析するだけにとどまらず、イギリスの脱植民地化政策全般と関わる。イギリスは戦後、比較的穏健に脱植民地化政策を遂行してきたというのが一般的見解であるが、その目的は、ソ連の影響力浸透を防ぎつつ、責任をアメリカと国連に移譲することにあったとされる。つまりアメリカと国連に責任を肩代わりさせることでソ連影響力の封じ込めを図ることが、独立国であるエジプトにおけるスエズ運河など帝国権益を手放す際も含めて、脱植民地化政策の根幹にあったとされる(Louis and Robinson, 'The Imperialism of Decolonization')。しかしスエズ危機は一見すればこの目的を逸脱する事例であり、現にこの論文もスエズを例外事例として扱っている。本研究はスエズ戦争を逸脱事例ではなく、イギリスの脱植民地化政策全般の枠内に収まるものとして議論することを目的とする。

3.研究の方法

本研究は純然たる歴史研究であり、基本的には各国の政府一次資料に依拠して研究を遂行した。多国間の国際政治過程を扱うため、関連した多くの国の政府資料を調査する必要があったが、 具体的には英米仏三国の政府資料を収集し、精査した。訪問した資料館は以下の通りである。このように資料を調査して分析した後、仮説を組み立て、実証を行った。

イギリス

Bodleian Library (Oxford University, Oxford)

The Churchill Archives Centre (Churchill College, Cambridge University, Cambridge)

フランス

Le Ministère des Affaire Etangères (La Courneuve)

アメリカ

The National Archives and Records Administration (College Park, Maryland)

なお、スエズ危機に関する本研究は、共同研究者である Antony Best 博士 (London School of Economics and Political Science, International History Department) との協議を経て行われた。

4. 研究成果

各国政府の一次資料を精査した結果、本研究はスエズ危機に関して以下の成果を得た。第一に、スエズ運河再開に関して国際協定は締結されず、エジプトの一方的宣言を、イギリスを始め国際社会が受け入れるという形で問題は事実上の解決を見た。確かにこれによりエジプトは国有化以前と同様に、1888年のコンスタンティノープル規約に基づいて船舶の自由通航を認め、一方的に通航料を引き上げることもしないと約束した。しかし、これは以下の点でイギリスの観点から見て非常に不十分であり、またイギリスの威信失墜につながるものであった。第一に、一方的宣言である以上、エジプトはいつでもこの宣言を撤回することができた。この意味ではスエズ運河の経営はエジプトの思惑に完全に統制されることになり、国際的な統制が全く図られないことになった。第二に、エジプトの運河当局と運河利用国の間に何ら協定がなく、通航料は運河当局に支払われることになった。従来イギリスは、何らかの形で国際団体が通航料を徴収することで国有化という実態を薄める印象を国際社会に与え、同時にエジプトに対する経済圧力も行使できるように考えていた。こうしたイギリスの目論見が完全に失敗に終わり、エジプトの国有化という実体が残るかのような外観を与えることにエジプトは成功したのである。

第二に、このような不十分な事実上の運河問題解決を受け入れるにあたり、イギリスは国際圧力に屈したのだと先行研究は指摘してきた。しかし現実にはそうではない。1957年3月にバミューダ会談が開かれ、周知の通りこの会談で英米の特別な関係復活が謳われ、運河問題についても両国が協力して解決にあたることが合意された。実はこの会談で、イギリスはエジプトが最終的な譲歩をせず、不十分な解決に留まることしてもそれを事実上受け入れることをアメリカに対して提案した。スエズ運河が持つ経済的利益を考慮すれば、やむを得ないという判断だったのである。これに対して、スエズ運河に運輸の面で依存することなく、ケープタウンを迂回する航路や石油パイプライン開発によって依存度を下げ、緩やかながらもエジプトに対して経済圧力を行使し続けるべきだと主張したのがアメリカであった。このアメリカの提案を拒否し、イギリスはより現実的な解決を図ったのである。従来の研究はスエズ危機後アメリカの意思にイギリスは従属せざるを得なくなり、かつナセル政権への復讐心からプラグマティックな解決を拒絶したと主張してきた。しかし実際には、現実的な立場からエジプトとの事実上の共存を選択したのは、イギリス政府であったと言える。

しかも第三に、詳細に検討すれば、エジプトの一方的宣言は以下の点で制約を受けており、外見ほどエジプトの外交的勝利ではないことも明らかである。第一にエジプトは、この宣言が国連憲章 102 条に基づいて国連事務局に登録されることに同意した。この結果、法的にはこの宣言は国際条約と同じ性格を持つことになり、一方的に宣言を撤回することは許されなくなった。第二にエジプトは、運河利用者と当局の間で通航料などをめぐって紛争が生じた場合、国際司法裁判所の強制的管轄権に服することに同意し、その旨を 1957 年 7 月に宣言した。これは広い意味で、イギリスが運河国有化以後に一貫して求めてきた運河の国際管理をエジプトが承認したことを意味していた。つまり実質的にはエジプトは、イギリスの要求を基本的に承諾したのだと言える。そしてこれら二点につき、エジプトから譲歩を引き出すべく圧力を行使したのは国連とアメリカ政府であった。特にアメリカは国有化以後エジプト資産を凍結するなど強い経済制裁を行使し、意図的にエジプトを譲歩させたのである。

しかし第四に、エジプトが実質的には譲歩をしたとしても、外見的には運河問題の決着がエジプトの外交的勝利であったことは間違いない。それではイギリスはなぜこのような解決を受け入れることができたのか。これは、スエズ問題以外の中東情勢一般という文脈で、イギリスがナセル政権の封じ込めに成功したからである。第一に、戦後に UNEF が駐留したのは、英仏軍とイスラエル軍が占領した地域であり、具体的には運河地帯とガザ地区、そしてシナイ半島南端であった。ガザ地区は 1949 年の停戦協定でエジプト領ではないもののエジプトが占領を認められた地域である。つまりスエズ戦争の結果これらの地域から一方的にエジプトは撤兵を要請され、国連の舞台の駐留を認めさせられたのであり、この文脈ではエジプトの政治的屈辱であったと言わざるを得ない。加えて、ガザ地区での軍事プレゼンスを失ったことにより、エジプトはイスラエル領に対するパレスチナ人によるゲリラ襲撃団(フェーダーイン)を組織することもできなくなり、パレスチナ解放の大義を唱える主導権をアラブ世界で失ったのである。またシナイ半島の

南端地域からエジプト軍を排除したことにより、イスラエル船は戦前とは異なってチラン海峡を経てインド洋へと航行することが可能になった。戦後もスエズ運河を通行できないことに変わりなかったが、このことはスエズ戦争によってイスラエルが経済的にも大きな得点を得たことを意味する。

次いでエジプト封じ込めの第二点として、スエズ戦争の結果ヨルダンはイギリスとの防衛条約を終了させたが、先行研究はこの点に注目してイギリスの影響力は後退したと指摘してきた。しかし実際にはイギリスはこの条約が政治的効果はなく経済的な負担でしかないと判断していた。加えて、スエズ戦争後もフセイン国王の親英志向に変化はなく、1957 年 4 月には親エジプト派の首相を解任した。またイギリスはアメリカに対して、防衛条約終了後は、ヨルダンへの財政援助を肩代わりするよう説得するのに成功したのである。

このように見れば、スエズ運河の決着自体はイギリスにとって不満の残るものであったにもかかわらず、国連とアメリカの協力を得て実質的には運河通航自体には支障が起きないよう取り決めを得ることに成功した。そしてナセルの影響力が中東全体に及ぶこともまた、国連とアメリカの協力を得て回避することに成功した。その結果、経済的に最も損失の少ない形で、運河を引き続き使用するというプラグマティックな解決を選んだのだと言える。ナセルの個人的な威信は高まり、確かにアラブ世論の間で彼の人気は高まったものの、シリアを除くアラブ諸国からはナセルの政策は不人気であり、むしろエジプトの政治的孤立が目立つようになる。彼の影響力が拡大すれば、混乱に乗じてソ連が影響力を拡大することは明らかであり、国連とアメリカの協力を得てその封じ込めを図ることがイギリスの目論見だったと言える。これらの観点から、私は以下の研究発表を行っている。また下記以外にも、現在、論文投稿に向けて準備を進めている。

池田亮 「[コラム] スエズ戦争をめぐる欧米諸国の対応と運河通航」『運輸と経済』pp. 57-58 (2018年10月)

Ryo Ikeda, 'Soft-Landing Decolonization after the Suez War?: Negotiations on the Reopening of the Canal and Anglo-American Relations', (Paper submitted for SHAFR 2019 Annual meeting, Arlington, Virginia, Renaissance Capital View, 20 June 2019)

研究報告

'The Aftermath of the Suez War: Negotiations towards the Reopening of the Suez Canal' British International History Group, Thirtieth Annual Conference (2018 年 9 月)

'Soft-Landing Decolonization after the Suez War?: Negotiations on the Reopening of the Canal and Anglo-American Relations', SHAFR 2019 Annual meeting, Arlington, Virginia, USA (2019年6月)

'Freedom of Navigation under Whose Control?: The Aftermath of the Suez Crisis and Anglo-American Relations', The International Workshop by The Informal Empire Research Project (2020 年 1 月)

スエズ危機に加えて、本研究は北アフリカ地域も対象とする。この地域は主にフランスの影響力圏にあったが、1954 年からフランスは従来の硬直的な植民地政策から転換し、スエズ危機と同時期の1956 年ごろからその具体的政策が現れ始めた。中東ではイギリスが、北アフリカではフランスが、それぞれ当時の国際情勢に即した形で影響力の維持に腐心しており、現地勢力がソ連の力を借りて西欧の影響力から逃れるのを阻止しようとしていたのである。本研究の直接の対象ではないものの、それはサハラ以南アフリカにおいても同じことが言える。これらの研究成果として以下を挙げることができる。

「一九五六年基本法とフランス植民地帝国の変容」『国際政治』(第191巻、2018年5月)pp.111-126 査読有 https://doi.org/10.11375/kokusaiseiji.191_11

池田亮「フランスとマグレブ」(渡邊啓貴・上原良子共編『フランスと世界(法律文化社、2019年)』第四章

池田亮「書評:黒田友哉『ヨーロッパ統合と脱植民地化、冷戦 ——第四共和制後期フランスを中心に——』(吉田書店、2018年)』『史學雑誌』第129編 第4号(2020年4月)

研究報告

池田亮「フランス植民地帝国の変容と 1956 年基本法:「同化」主義から脱植民地化へ」比較植民地史研究会(東北学院大学、2018 年 7 月 14 日)

5 . 主な発表論文等

【雑誌論文】 計1件(うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件)

【雜誌論又】 計1件(つら直読的論文 1件/つら国際共者 0件/つらオーノノアクセス 0件)	
1.著者名	4 . 巻
池田亮	191
2.論文標題	5.発行年
2 · 調文信題 一九五六年基本法とフランス植民地帝国の変容	2018年
九旦八千季平広とフランス恒氏地市国の支付	2010-
3 . 雑誌名	6.最初と最後の頁
国際政治	111-126
上 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
https://doi.org/10.11375/kokusaiseiji.191_111	有
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-

〔学会発表〕	計2件(うち招待講演	0件 / うち国際学会	2件)

1 . 発表者名

Ryo Ikeda

2 . 発表標題

The Aftermath of the Suez War: Negotiations towards the Reopening of the Suez Canal

3 . 学会等名

British International History Group, Thirtieth Annual Conference(国際学会)

4 . 発表年 2018年

1.発表者名

Ryo Ikeda

2 . 発表標題

Soft-Landing Decolonization after the Suez War?: Negotiations on the Reopening of the Canal and Anglo-American Relations'

3 . 学会等名

SHAFR 2019 Annual meeting (国際学会)

4.発表年

2019年

〔図書〕 計1件

. #	. 77 /
1.著者名	4.発行年
池田亮	2019年
/6HX	2013—
a dural	- 1/1 0 > 1/4
2 . 出版社	5.総ページ数
法律文化社	260ページ
AFAIR	
3.書名	
演邊啓貴・上原良子共編『フランスと世界』(法律文化社、2019年11月)第4章「フランスとマグレブ」	

〔産業財産権〕

〔その他〕

_

6.研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
主たる渡航先の主たる海外共同研究者		ロンドン政治経済学院・The Department of International History・Associate Professor	